

受付印

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合、速やかに提出してください。

※	現年度	新年度	両年度
市町村 処理欄			

平成 年 月 日 音更町長 あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 _____												特別徴収義務者 指定番号		
		名称													担当者	課係名	
		個人番号又は法人番号	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _			_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _			_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _			氏名					
給与所得者		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	(ウ)を納付 する方法										
宛名番号		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)													
フリガナ			月分 から	月分 まで		1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5 その他 ()	A 特別徴収継続 B 一括徴収 C 普通徴収										
氏名	(旧姓:)																
生年月日	大・昭・平 年 月 日																
個人番号	_ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _		円	円	円												

(A) 特別徴収継続	新しい 勤務先	名称			新勤務先へは、月割額 _____円を _____月分から 徴収するよう連絡済みです。	異動の事由が「4 死亡」の場合	
	所在地	所在地	TEL () _____			相続人の氏名	
(B) 一括徴収	給与支払者が未徴収税額を給与から差し引いて一括納付	異動者印	一括徴収予定額 上記(ウ)と同額	徴収税額は _____月分で納入します。 (月 日 納期限分)	相続人の住所	〒 _____	
			円		退職後の住所		
(C) 普通徴収	給与所得者本人が未徴収税額を納付	一括徴収をしない理由 (1) 12月31日までに退職し、本人から一括徴収の申し出がないため (2) 1月1日以降に退職し、未徴収税額を上回る給与・退職手当等の支払いがないため (3) 死亡による退職であるため				〒 _____	

※ 1月1日以降に退職する場合の未徴収税額は、5月31日までの間に支払われる給与または退職手当等から必ず一括徴収してください。

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、音更町に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に、4月16日までに提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）又は個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「宛名番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「退職後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 異動の事由が「4 死亡」の場合には、「4 死亡」を○で囲み、下の相続人を記入する欄に相続人氏名と相続人住所を記入してください。

8 「（ウ）を納付する方法」の欄には、次の要領により記載してください。

- （1）給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「A 特別徴収継続」を○で囲んでください。
- （2）退職後、5月31日までに支払われる給与または退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「B 一括徴収」を○で囲んでください。
- （3）(1)または(2)に該当しない場合には、「C 普通徴収」を○で囲んでください。

9 右上の※印の欄は、記載しないでください。